



病児保育協議会ニュース

本会のシンボルマークを挿入予定

発足以来の会長を終えて

名誉会長 保坂 智子



全国病児保育協議会の誕生は、平成3年9月1日、厳しい残暑の中にも微かな秋風の香り立つ日曜日の午前、枚方市商工会議所会議室においてでした。枚方市長大塩和男氏、東京都立母子保健院小児科部長(当時)帆足英一先生(「有病児デイケアに関する厚生省研究班」班長)、枚方市医師会副会長諏訪正美先生、日本保育園医保健協議会副会長菅原重道先生のお立ち会いの下、発起人の谷整樹先生と私、そして呼びかけに即呼応して全国から集まって下さった13病児保育施設の皆様、思えば昨日のことのようですが、あれからすでに6年9ヶ月が過ぎました(なお帆足英一博士夫人暁子先生も厚生省研究班事務局担当として参加)。帆足先生を代表とする研究班の御指導のもと、協議会は病児デイケアについての調査研究に力を入れ、平成7年度より病児保育は「乳幼児健康支援デイサービス事業」として国の制度となりました。平成8年度は、こども未来財団の補助をうけ地域における病児保育のあり方などの「委託研究報告書」を、平成9年度には「病児保育マニュアル」をまとめました。この7年間にスタッフ研修会7回、施設長研修会3回を

新・会長に選出されて

藤本小児病院院長 藤本 保

5月31日に開かれた第8回全国病児保育協議会総会におきまして、保坂智子会長が辞任され、その後任として私が会長に選出されました。誠に光栄に存じますが、その反面非常な責任を感じ、身の引き締まる思いであります。本協議会が発足して満7年間、保坂先生のすばらしい手腕によりましてここまで会が大きく成長し、皆様の結束によって種々の事業が展開されてまいりました。これからそれを引き継ぎ、さらに発展させなければと思いますと、多少戸惑いとその責任の重さにしりごみしそうな思いにかられます。今までの保坂先生会長時代と同様に皆様のご協力をお願いしたいと思います。

変化することは、保坂先生のスタッフの方々が頑張ってこられたいろいろな事務的な仕事を、私のところに事務局を移しこなしていくということくらいです。今までと同じように保坂先生には名誉会長として就任していただきましたので、帆足先生らのご助言のもとに

開催することができました。協議会加入施設は70施設に達しました。この間お寄せいただいた皆様の御協力、御鞭撻申し上げます。

しかし病児保育を必要とする子ども達、父母は全国にまだ多く存在します。病児保育のことがテレビや新聞報道されますと、是非当地にもほしいという声が各地から私共に寄せられます。これからも協議会の果たす役割は大きいと思います。新会長をはじめ、新役員の方々が協議会の発展のために一層の役割を果たされることを信じております。最後になりましたが終始変わらぬ御指導、御助言をいただきました帆足先生に心から感謝の念を捧げます。

なお私事になりますが、第8回病児保育協議会総会(平成10年5月31日)の折り、私自身の体調のこともあり会長職の辞意を申し出ましたところ、新役職の名誉会長を仰せつかり却って恐縮致しております。本会の今後ますますのご発展を祈念しております。



保坂名誉会長

藤本新会長

今回新たに選出された常任協議員の皆様および委員会の委員長や委員の皆様と、会がこれから直面し解決して行かなければならないことを協議して皆様方にお諮りし、種々のことがうまく解決できますよう努力して参る決意でございます。

早速、研修委員会は向田委員長がアンケートを実施し始めましたし、できるだけ多くのご意見を集約して会がよりスムーズに活動できるようしてまいりたいと思っております。重ねて、皆様方のご指導とご鞭撻ならびにご協力をお願い申し上げます。

第8回 全国病児保育総会・施設長研修会

盛大に開催さる

平成 10 年 5 月 30 日・31 日 オオサカ サンパレス

特別講演「母子保健の課題と展望」

北島 智子（厚生省児童家庭局 母子保健課課長補佐）



1. 少子化への対応

少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等、児童と家庭を取り巻く環境の変化が著しい今日、子育てしやすい環境の整備を図り、次代を担う児童の健全な育成と自立を支援するため、今般、児童福祉法が改正されました。

この改正により、市町村の措置により保育所に入所する仕組みを、保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改めるとともに、保育所が地域の人々の子育ての相談などにも応じる機能を持つなど、保育制度が見直されました。また、児童家庭支援センターを設置し、地域での児童や家庭に対する相談や支援を行うこととしました。

緊急保育対策等5ヵ年計画は、低年齢児育、延長保育、一時保育の拡充等、ニーズの高い保育サービスの整備等を推進するものです。このうち、乳幼児健康支援一時預かり事業については、最終年度である平成11年度には全国500カ所設置することを目標に整備を進めています。今年度予算では150カ所を目標としていますが、今までに協議があったのは83カ所に留まっており、今後、この事業が取り組みやすくなるよう、関係の皆さんのご意見も伺いながら検討していくたいと考えております(今般、一層の推進を図るために、事業の規定を一部見直し通知しました。)。

今年度の補正予算では、緊急保育対策5ヵ年計画を一部前倒しにするとともに、子育て支援基金を設立し、民間団体等が実施する子育て支援対策等に対して支援を行うことになりました。

2. 母子保健の各種施策

平成10年5月28日付けで母子保健法の一部改正を行い、母子健康手帳の中に幼児の身長体重曲線を加えることになりました。これは、身長と体重のバランスから幼児の体型を見るためのもので、健診ごとに手帳に記入していただけるようになります。

また、今年度から病棟保母配置促進モデル事業を実施することとし、この事業は新たに保母を配

置する医療機関に都道府県と国が合わせて約260万円の補助を行うもので、今年度は5カ所を予定しています。

一方近年、子どもの心の問題が色々と指摘されていることから、平成9年度より子どもの心の健康づくり対策事業をスタートし、市町村等において相談事業を実施するなどの取り組みが始まっています。さらに喘息や登校拒否、自閉症等の小児心身症、神経症のカウンセリングが医療保険の適用となっています。

その他、近年では母乳中に含まれるダイオキシン類が乳児に及ぼす影響が懸念されており、厚生省では平成6年度から調査を実施し、平成9年度から調査研究の規模を拡大して実施しています。また、平成8年12月には母乳中のダイオキシン類に関する検討会から、母乳中のダイオキシン類の濃度は直ちに問題となる程度ではなく、母乳のメリット等を考慮すると母乳を制限する必要はない旨の報告が出されています。しかし、今後も厚生科学研究「生活安全総合研究」の中で、母乳中のダイオキシン類に関する研究を内容をさらに拡充して実施する予定です。また、子どもや家庭を取り巻く様々な問題について研究していくため、平成10年度厚生科学研究「子ども家庭総合研究」では、子どもの心身の健康や周産期医療システム等各種母子保健施策について研究することになっています。

少子社会の中で、子どもたちの健全な育成を図るために施策について以上簡単にご説明申し上げました。今後とも皆様のご意見を伺いながら、これらの施策の推進に努めてまいりたいと思います。

次号の予告

次号は関西編集部(藤本文孝副編集委員長)を中心として編集の予定です。新たな紙面構成にご期待ください。編集委員会へのメッセージや原稿は、テキスト文書またはワード文書で下記に。

e-mail : ehoashi@parkcity.ne.jp

基調講演 「病児保育事業の進展に向けて一今何をすべきか」



帆足 英一 (東京都立母子保健院 副院長)

1. 病児保育の歴史を振りかえって

約 30 年前の昭和 41 年に民間保育所ナオミ保育園が、園内方式の病児保育室バンビを誕生させ、一方昭和 44 年、当協議会会长の保坂先生が枚方市香里団地内に枚方病児保育室を開設され、半年後には枚方市からの補助も得られ、自治体委託として全国で初めてセンター方式での病児保育室が誕生することとなりました。

平成 3 年 5 月に厚生省心身障害研究の課題の一つとして「小児有病児ケアに関する研究班(研究代表者: 帆足英一)」が組織され、この研究班の成果が、国によって病児保育が取り上げられ制度化される第一歩となったわけです。研究班が発足した当時は、全国に 14 施設の病児保育事業が活動しており、これらの施設を対象とした研究成果は「病児デイケアのあり方についての研究報告書」としてまとめられています。

この研究班の発足と同時に、平成 3 年 9 月に全国病児保育協議会が設立され、すでに 8 年目を迎えようとしています。

一方、この研究班の中間報告を受けて、平成 4 年 4 月から 1 年間、乳児院を中心とした 7 施設において「病児デイケアに関するパイロット事業(主任研究者: 網野武博)」が日本総合愛育研究所に委託して行われ、平成 5 年 3 月その最終報告書がまとめられています。

上記の二つの調査研究を受け、平成 6 年から「病後児デイサービスモデル事業」が 1 年間行われ、平成 7 年からはエンゼルプラン・ブレリュードがスタートし、病児保育事業は緊急保育対策等 5 カ年事業の一つとして「乳幼児健康支援デイサービス事業」の名称で、国が市町村に補助する本事業となりました。そして、平成 10 年 4 月からは、またまた事業名が変更となり、「乳幼児健康支援一時預かり事業」として予算規模は 150 施設に拡充されています。

緊急保育対策等 5 カ年事業による病児保育事業は、平成 11 年度に 500 施設を目指して年々予算を増加させてきていますが、必ずしもその全国的な展開は進展していないのが現状です。

2. 病児保育事業の進展を阻む要因とは

1) 補助金の構成上の問題点

市町村が実施主体となる「乳幼児健康支援一時預かり事業」は、利用者が必要経費の半額を負担することを前提として、残る半額を国、都道府県、市町村がそれぞれ 3 分の 1 負担(実質的にはそれ 6 分の 1 負担)することになっています。この補助金制度には、以下に指摘するいくつかの問題を生じています。

- 保護者負担額が高額すぎ、利用の抑制となっている。
- 保護者負担額を軽減するために、受託施設が自腹を切って利用料を下げるを得ず、健全な事業運営を困難にしている。
- 嘱託医手当が計上されておらず、医師のボランティアに依存している。
- 施設整備費が補助の対象となっておらず、非営利的事業であるために減価償却は全く困難であり、受託施設側の負担となっている。
- 利用の季節的変動に対する担保がなく、安定した事業運営を困難としている。

2) 都道府県並びに市町村の財政窮乏化

一方、急速に進行する高齢化社会と各自治体における財政窮乏化は、病児保育事業をスタートしたいと名乗りを上げても、市町村あるいは都道府県における予算化が困難なために見送られている例も少なくありません。現在、社会福祉事業の構造改革論議がなされているところですが、少子化時代における子育て支援事業に対しては、大幅な国による補助金の引上げを行い、利用しやすいシステム化を図ることはもとより、受託事業所の健全な運営を保障する補助金制度に改善することがまず求められています。と同時に、財政窮乏化の今日において、市町村、都道府県の負担額を大幅に軽減しないかぎり、少子化社会における就労と子育て支援、そして母子の健康支援としての本事業の普及は困難と思われ、現状のままでは、とても平成 11 年度に全国 500 箇所にまで波及することは困難といえましょう。

その他、今後の当協議会の課題について述べさせていただきました。本協議会の今後ますますの発展に期待したいと思います。



分科会報告

第1分科会報告 田中弘文(福岡乳児院院長)

第1分科会は、帆足英一先生を助言者に迎えて「乳幼児健康支援デイサービス事業(病児保育事業)」の新規開設についての討議を行いました。司会・助言者を含めて11名の参加者それぞれに、自己紹介を兼ねて本事業への取り組みを報告していただいた後、質疑応答の形式で進めました。

参加者は、新規開設および準備中のところが5施設、開設中だが補助金受託がないところが2施設、補助金受託施設が3施設でした。

質疑は、開設後の近隣医師会との関係悪化の危惧への対応、人口の少ない市町村においての2~3市町村との契約の可能性、保険加入状況、またその支出源、病児保育の今後の方向性についてと多岐にわたり、与えられた時間が足りないほど熱心な意見交換が行われました。

理論に基づいた帆足先生の適切な助言もあり、参加者の要望通り良き示唆を得ることができた分科会となりました。


第2分科会報告 帆足暁子(淑徳短期大学講師)

第2分科会は池田宏先生を助言者として迎え、19施設23名の参加があり、7月に開設する施設から、5年目の施設まで、年数には幅を持った分科会になりました。現在抱えている問題については、市町村補助事業であるために希望のある近隣からの利用児を受け入れられないという問題や利用児の保険について、また、利用児がいない場合の保母の仕事、二次感染について、そしてまた病後児の定義は何か?、プレイルームの必要性についての疑義や、保母と看護婦の意見の違いがみられること、ネットワーク作りの必要性等、現場におけるさまざまな問題が出されました。それに対し助言の池田先生を中心に活発な討論となり、①近隣の市町村の受け入れを可能にするために、近隣の行政同士で相談をしてもらい可能になること(事例として一市内は1800円で市外は2200円)や、②病後児の定義は「入院を必要としない」ということで判断をすること、③病児保育室同士の交流として、大分市では4か所の病児保育室で、空き状況や在室児の病種等の情報を連絡しカバーしあっていること等のアドバイスがありました。時間が足りず、深まった討論には至りませんでしたが、今後、問題を整理してこれらの対応を会員に広めていくことの必要性を感じました。

第3分科会報告 小國龍也(枚方市民病院医長)

第3分科会は野沢副会長を助言者に、司会は小國が担当し、参加者は約25名で活発な討議が行われました。テーマは「開設後3年以上経た施設の問題点」です。討議の基本的なコンセプトは、病児保育事業を一つの機械に例え、その解決法を参加者全員で考えるというものです。複雑な機械は最初よく故障します。しかしその時期をクリアするとまず故障しなくなり、後は少しづつ摩耗するように故障が発生します。参加者から提議された問題は多くありましたが時間の関係で次の4点に絞っておこなわれました。

1.従事者の研修: 医療機関併設型と保育所併設型と分けて討議され、特に保育所併設型や単独型においては協議会の研修会の重要性が再確認されました。

2.広報: 地域の病児保育の対象となる子どもたちは数年で入れ替わります。従って定期的か

つ継続した広報の必要性が再認識されました。しかし一部の自治体が開設者もしくは積極的な施設では、広報は全て自治体主導で行われているとの報告がありました。

3.自治体との関係: 人口の少ない地方では、一自治体単独では小児人口が少ないと事業自体が困難なことが多いこと等が指摘されました。それに対し複数の自治体が補助金を分担して対象の施設に交付する方法をとっている自治体の経験が報告されました。

4.対象とする子ども: 病児保育室に新たな社会的な機能を持たすことも視野に入れて議論されました。家族が子どもの看護を研修する場所、延長保育、障害を持つ子どもの受け入れ等々です。

時間の関係で結論は得られませんでしたが、働く親を持つ子どもたちの健康のために、今後も議論していく必要のある課題でした。

乳幼児健康支援一時預かり事業に関する最新の通知文

児母第 35 号

平成 10 年 4 月 10 日一部改正

各都道府県・指定年
民生・衛生主管部(局)長殿

厚生省児童家庭局母子保健課長通知

乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について

表記事業の実施については、平成 6 年 6 月 23 日児発第 605 号厚生省児童家庭局長通知「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」により実施されたところであるが、その実施に当たっては、次の事項に留意し、適正かつ円滑な事業の実施が図られるように御配慮願いたい。

1. 対象児童について

本事業の対象児童は、次の通りであること。

(1) 病気回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に留意する必要がある集団保育が困難な保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的に止むを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

なお、実施施設が病院、診療所の場合には、「病気回復期」に、いまだ病気の「回復期」に至らない場合を含めても差し支えないこと。

(2) 保育所に通所している児童ではないが、(1)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)。

2. 対象疾患の範囲

対象疾患は、感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾病や、麻疹、水痘、風疹等の伝染性疾患、喘息等の慢性疾患及び熱傷等の外傷性疾患などとする。

3. 実施施設の指定基準について

(1) 実施施設の指定基準は次に定めるところによる。

乳児院や病院・診療所の施設と共に用する場合には、それぞれの法令や諸通知に規定する趣旨に抵触しない範囲において共用して差し支えないこと。

ア 保育室の面積は、原則として利用定員 1 人当たり 1.98 m²以上とし、1 室 8.0 m²を下回らないこと。

イ 観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であつて、原則として利用定員 1 人当たり 1.65 m²以上とする。

ウ 調理室及び調乳室を有すること。また専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳室として区画すること。

エ その他一時預かり事業に必要な設備

(2) 職員配置基準

ア 病気回復期の児童 2 名に対し職員 1 名の配置を基本とする。

イ 一時預かりを専門に担当する職員として、利用定員に応じて看護婦及び保育士等を配置すること。

ウ 一時預かりの利用定員が 4 人を越える場合

は、前記ア、イの基準に従い適宜職員を配置すること。

(3) 利用定員

利用定員の設定に当たっては、年間の需要見込み及び職員配置基準を勘案し、2 人毎の定員設定が望ましいこと。

(4) 病院、診療所以外の実施施設における医療機関との協力体制の確保。この事業の利用対象児童は、病気の回復期であるため、発熱の再燃等病状が変化したりする場合が予想されるので、病状によっては直ちに対応できる距離にある医療機関との協力体制が確保されていること。

(5) 乳児院、病院又は診療所と施設を共用する場合には、それぞれの法令や通知に定める趣旨に抵触しない範囲において実施して差し支えないこと。

なお、病院又は診療所の施設と一時預かり実施施設の施設を共用する場合、現に存する病院又は診療所を一時預かり実施施設に転用する場合には、医療法上の許可等に関して衛生主管部局と十分協議を行うこと。

4. 一時預かりの連続した実施について

一時預かりは、原則として 7 日まで連続して行うことができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7 日を越えて一時預かりを行うことができる。

5. 事前登録について

市町村長は、この事業の利用を希望するものに対し、事前に登録を行わせ、事業を円滑に実施することにより、保育所に通所している児童の病気の回復期における児童の福祉の確保と、保護者の子育てと就労の両立支援が図られるよう努めること。

6. 費用について

(1) 国の補助は、事業を実施するために必要な標準的な経費(委託費を含む)の 2 分の 1 相当額を補助基準として行うものであること。

なお、前記経費には常勤看護婦及び非常勤職員 1 名分の配置経費並びに事業費(飲食物費を除く)が含まれるものであること。

(2) 保護者は、飲食物費を負担するものであること。

病児保育室訪問 ①



みやた小児科病児保育室（立川）

代表者 宮田章子（小児科医）
 住所 〒190-0003 立川市栄町5-37-12-202
 電話 042-536-7280(内線21)
 FAX 042-536-3458

- ◆ 開設日 1997年6月3日
- ◆ 定員 4名
- ◆ 対象年齢 生後4か月～小学校1年生
- ◆ 職員数 保母 常勤1名 パート1名
看護婦 パート1名



医療機関併設型を生かし、午前・午後2回の診察を行っています。一般住居を施設として借りているため、家庭的雰囲気が出しやすいので、その特性を生かし、環境を整えています。定員・感染症の受入れには、その日の保育人数により、なるべく親が必要な時間活用ができるよう柔軟性をもち、前登録の形をとっています。働く母親が利用者の大半を占めますが、地域に根ざしていくため、幼稚園児の父母にも病児保育室の案内を配布し、呼びかけています。赤字補充、地域に根ざしていくために、年1回バザーを行っています。また、予約が入れやすいよう、時間外予約として前日の18:00～21:00の間、ポケットベルで予約を受け付けています。

彩貴病児保育室日誌

平成10年6月×日(月) 子ども：3名入室
 担当:保母1名・看護婦1名
 Aくん:3歳5か月男児 感冒・咽頭炎・アトピー性皮膚炎
 Bちゃん:2歳10ヶ月女児 扁桃腺炎・アトピー性皮膚炎
 Cちゃん 0歳7か月 女児 感冒・咽頭炎

～Cちゃんの保育看護

今朝はいつも通り保育園に登園。しかし 38.2℃の発熱となり、お迎えの連絡が入り、お母様が、直接病児保育室に連れて来られた。高熱のため、機嫌が悪く、看護婦と保母が交代で抱っこ。脱水予防のため水分補給に気をつけた。

～Cちゃんのお家の方々へ

39℃の熱でぐったりのCちゃん。うとうとするものの、目が覚めると「ウェーン」。看護婦さんに、抱っこされ眠りました。1時50分に座薬の処置をしてもらい下熱しているものの、また上がる可能性がありますので、お家でも水分補給に気をつけて上げてください。

～保育者の感想一

今日は途中入室のCちゃんの大泣きで、皆の午睡が妨げられたにも関わらず、泣いている赤ちゃんの顔を覗き込んで、様子をうかがうAくん。自分もしんどいはずなのに…。何となく微笑ましい光景に見ている保母もほっとする一時でした。

(保母 吉川 光恵)

研修会アンケートご協力を

各病児保育室宛に、秋の研修会のアンケート用紙を送付しております。企画に生かすために7月15日までにご返送をお願いいたします。

研修委員長 向田隆通

研修会の予告

平成10年11月15日(日) 9時～
 川崎市医師会館(川崎市)

前日14日午後、希望者は病児保育室「エンゼル多摩」の見学可能
 14日夕方より交流会あり(詳細は次号にて)

必携

全国病児保育協議会編(帆足英一監修)
病児保育マニュアル

病児保育の従事している保母・看護婦必携の「病児保育マニュアル」が完成しました。是非、一人一冊手元においてご活用ください。

病児保育を展開していく上での「保育看護」の専門性をいかに高めればよいか、その具体的な内容が記述されています。

- 協議会加盟施設の場合
実費 1,000円(送料実費)
- その他の場合
2,500円(送料込み)
- 申し込みは全国病児保育協議会事務局まで

手作りおもちゃ

すみれこどもケアルーム
保母 小田 文江

それだけでも楽しいオモチャにちょっとひと工夫して一年中いろいろなアレンジを楽しんでみます。

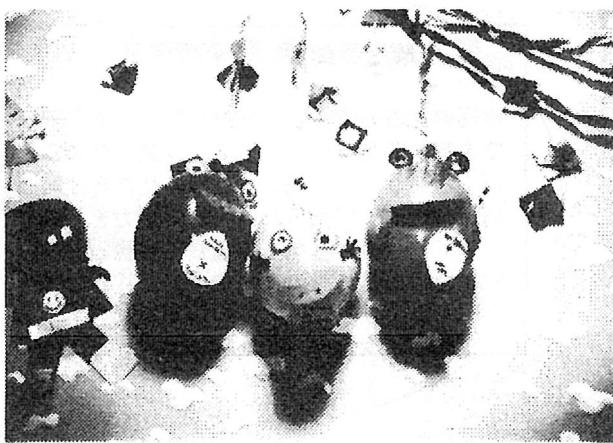
右の写真は6月に入って子どもたちと一緒につくった「風船カエル」です。目や口、手足は保母が用意しました。1歳、2歳の男の子と3歳の女の子の作品です。

風船に両面テープをペタペタと好きなところにはっていきます。

雨の日だったので「カエルの歌」をみんなでうたいながらつくりました。雨のしづくもつけたりしてとてもかわいい作品に、おむかえに来られたお母さん達にも大好評でした。

その他に、アンパンマンやピカチュウ(ポケットモンスター)などのキャラクターを作ったり、横向きにして亀さんやくじらさんを作ったり、ゴジラをつくっておたんじょう日の子にメッセージカードをそえたりと、風船あそびの幅は広く楽しめます。乳児(0歳)向けには、風船をつないでゆらゆらメリーなど年齢層も広く遊べます。

風船カエル



感染症情報

咽頭結膜熱は要注意

池田 宏 (エンゼル多摩)

3月31日夜、保育園の同じ級の園児3名が突然夜間高熱(39.5°C~40.0°C)を発し、翌日来院。結膜炎の他、扁桃は発赤著明、白い偽膜をつけ、一見してアデノウイルス感染症が考えられた。その中の1名から咽頭ぬぐい液を探り、培養依頼した。1ヶ月後、アデノウイルス3型陽性の報告を受けた。その保育園では、三次の流行までで6名の患児が出、それで終焉した。その後外来検査で3月は2例中2例、4月は15例中10例、5月は2例中2例にウイルスが分離され、内訳はアデノ3型11名、5型1名、1型1名、ヘルペスウイルス1型1名であった。アデノウイルスの型を決めるまでは約1ヶ月を要する。現在18名が検索中であり、未判定。この時期保育園、幼稚園、小学校と、地域間全般から夏のプール熱の原因となるアデノウイルスがこのように大量分離された年は今までにない。今年の夏は咽頭結膜熱(プール熱)に要注意。尚、肺炎を起こすとされるアデノウイルス7型は分離されていない。

編集部追記

ヘルパンギーナ並びに手足口病が今夏に大流行の兆し－感染症発生動向調査(厚生省6/27)



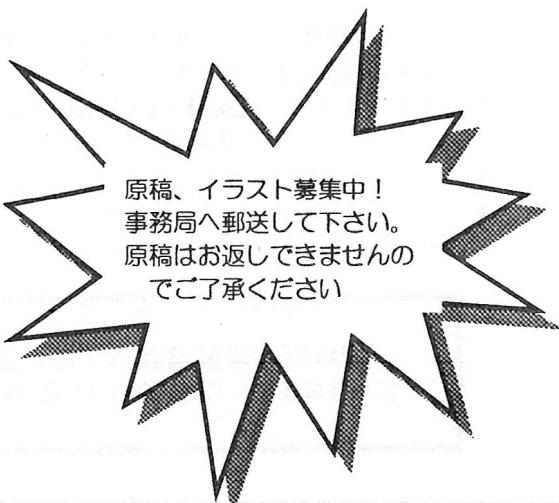
新・役員選出さる

第8回全国病児保育協議会総会において、新しい役員が選出されました。

会長	藤本 保 (大分)
副会長	野沢良美(東京) 田中弘文(福岡)
顧問	帆足英一(東京)
名誉会長	保坂 智子(枚方)
議長	池田 宏 (川崎)
常任協議員	藤本 保 野沢良美 田中弘文 真嶋康雄 小國龍也 向田隆通 帆足暁子
委嘱協議員	庄司順一 小國龍也 恒次欣也 帆足暁子
総務委員長	平岡信子 副委員長 野沢良美
研修委員長	向田隆通 副委員長 田中弘文
広報委員長	帆足暁子 副委員長 藤本文孝
調査研究委員長	帆足英一 副委員長 小國龍也

尚、谷整樹先生が名誉会員に推薦されました。

原稿、イラスト募集中!
事務局へ郵送して下さい。
原稿はお返しできませんのでご了承ください



各種委員会委員長の抱負

総務委員長 平岡信子

総務の仕事内容もよく理解しないままなのですが、会長の指示で事務的作業を進めていくことで協力させていただき、病児保育をやって来られた先輩の努力を基礎として、今後さらなる協議会の発展と質の向上を目指して微力ながら力を尽くしたいと思います。どうぞ宜しくご指導下さい。

研修委員長 向田隆通

私は、昨年からこの全国病児保育協議会に参加したばかりなので、何から手をつけたらよいのか分からず状態ですが、皆様のお役に少しでも立てるよう頑張りたいと思います。11月の研修会は出席された方がそれ一つでも得るものを持って帰っていただけるような会にしたいと思います。

調査研究委員長 帆足英一

平成11年度にはエンゼルプランも終了し、病児保育事業の前途はどうなるか予断を許さない厳しい状況にあります。副委員長である小國先生、そして庄司・恒次・帆足(暁)先生と協力して、急速に増加しつつある病児保育室の実態調査、そして本事業のあるべき補助システムの構築等に向けて調査研究を行いたいと考えています。各施設のご協力をせつにお願い致します。

広報委員長 帆足暁子

広報委員会はメンバーを一新し、まず、年に4回の協議会ニュースを会員に届けることを目標にします。会員の方々にとって必要性のあるニュース作りに力を注ぎますので、是非、本協議会の「シンボルマーク」をはじめ、ご意見等原稿をお寄せいただきますよう、ご協力とご支援のほど、宜しくお願ひ致します。「ひとりごと」でも何でも結構!

編集後記

協議会ニュース東京編はいかがでしょうか？今後もさまざまな情報を満載し、且つ、できるだけ、会員の方々が参加した意識のもてるニュース作りをしていきたいと思います。どんどん原稿をお送りください。お待ちしています。e-mail : ehoashi@parkcity.ne.jp

広報委員長 帆足 暁子

全国病児保育協議会

事務局移転のお知らせ

平成10年6月15日より事務局を、これまでの枚方病児保育室から、下記に移転しました。これまで通り、事務局へのお問い合わせ、連絡等は、郵便またはFAXにてよろしくお願ひいたします。

〒870-0943

住所：大分県大分市大字片島83-7
藤本小児病院気付

電話：097-567-0050(代表)

FAX：097-568-2970

事務局担当は、幸 かな子さんです。

全国病児保育協議会へのご入会を
詳細は事務局へお問い合わせください。